

香川県条例第21号

香川県建築審査会条例の一部を改正する条例

香川県建築審査会条例（昭和25年香川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第1条 香川県建築審査会（以下「審査会」という。）は、<u>委員</u>7人をもって組織する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第2条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p> <p>(会議の招集)</p> <p>第3条 <u>審査会は、会長が招集してその議長となる。</u></p> <p>(議事及び議決)</p> <p>第4条 <u>審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第82条の規定による除斥のため半数に達しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 議事は、<u>出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</u></p> <p>(出頭の要求)</p> <p>第5条 <u>審査会は、必要がある場合は、期日及び場所を定めて当事者、関係官公吏その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めることができる。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 香川県建築審査会（以下「審査会」という）は<u>委員</u>7人をもって組織する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 <u>審査会は会長が招集してその議長となる。</u></p> <p>(議事及び議決)</p> <p>第3条 <u>審査会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、建築基準法第82条の規定による除斥のため半数に達しない場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 議事は<u>出席委員の過半数で決し可否同数の場合は議長</u>の決するところによる。</p> <p>(出頭の要求)</p> <p>第4条 <u>審査会は、必要がある場合は期日及び場所を定めて当事者、関係官公吏その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めることができる。</u></p>

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成し、出席委員 2人以上の署名捺印を求めなければならない。

(幹事及び書記)

第7条 略

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、審査会が定める。

(議事録)

第5条 議長は議事録を作成し出席委員 2人以上の署名捺印を求めなければならない。

(幹事及び書記)

第6条 略

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか審査会について必要な事項は審査会が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。